

北広島市市民投票条例

解説書

平成29年9月

北広島市

目次

第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	投票資格者	4
第4条	市民投票の請求及び発議	6
第5条	投票資格者名簿の作成	8
第6条	投票資格者名簿の登録及び投票	9
第7条	市民投票の形式	10
第8条	市民投票の期日	10
第9条	情報の提供	11
第10条	投票運動	12
第11条	投票の成立要件	12
第12条	投票結果の告示等	13
第13条	投票結果の尊重	13
第14条	制限期間	14
第15条	投票及び開票	14
第16条	委任	14
附則		15
◎北広島市市民投票条例施行規則		17

(目的)

第1条 この条例は、北広島市市民参加条例(平成21年北広島市条例第1号)第11条の規定に基づき、政策等の重要事項に係る意思決定について、市民投票(同条例第6条第1項第5号に規定する市民投票をいう。以下同じ。)を実施することにより、これによって示された市民の意見を把握し、もって公正で民主的な市政運営の向上を図ることを目的とする。

【解説】

◆この条は、この条例の目的を定めたものです。

北広島市市民参加条例(以下「市民参加条例」という。)では、市民投票の実施請求と対象事項を定め、署名の数など請求の要件を満たせばいつでも実施できる、いわゆる「常設型」の市民投票を定めています。「市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。」としており、その規定に基づいて、実施に関する具体的な手続その他必要な事項を定めるものです。

- ・現在の地方自治制度は、間接民主制を基本としています。市民投票を実施した際には、その結果がそのまま市の意思決定となるものではなく、市長や議会は、得票数やその差、投票率などを総合的に判断して自らの意思決定をすることになります。

北広島市市民参加条例(抜粋)

(市民投票)

第11条 市内に住所を有する18歳以上の者で別に条例で定めるもの及び議会は、政策等の重要事項について、市長に対し、市民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければなりません。

3 市長は、政策等の重要事項について、市民に直接問う必要があるときは、市民投票を実施することができます。

4 市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

(定義)

第2条 この条例において「政策等の重要事項」とは、市民全体にかかわる事項であって直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項
- (2) 議会の解散の請求その他法令(この条例及びこの条例に基づく規則その他の規程を除く。)の規定に基づき投票を行うことができる事項
- (3) 特定の市民又は特定の地域にのみ関係する事項
- (4) 市の機関(北広島市市民参加条例第2条第2項に規定する市の機関をいう。)の内部事務処理に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、市民投票を行うことが適当でないと思えられる事項

【解説】

◆この条は、市民投票の対象となる「政策等の重要事項」の定義を定めたものです。

市民参加条例第11条第1項では、市民投票の対象となる事項を「政策等の重要事項」とし、ここでは、「政策等の重要事項」は、「市民全体にかかわる事項であって直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるものをいう。」と規定しています。その具体的内容については、この条例で対象事項を規定するのではなく、市民投票の対象とならない事項を列挙する方法で定めることとします。これは、次の理由によります。

- ①市民投票の案件は、地域社会の状況を踏まえ、個々に判断されるものであり、あらかじめ確定的に定めることは困難です。
- ②市民投票の請求に必要な署名数(市内に住所を有する18歳以上の者の総数の6分の1以上)を収集できたとすれば、その難易度を考えると、その事案(第1号から第5号の除外事項を除く。)は市民投票にふさわしい事案であると考えべきです。
- ③市民投票制度が、市民の市政参加を進めていく上での重要な制度として活用されていくためには、なるべく対象となる事項を限定しないほうが望ましいと考えるからです。

(1) 第1号について

- ・例えば、日本国憲法の改正、防衛・外交、経済政策など、国の権限で行うものであって、市の権限に属さないものは除外します。

(2) 第2号について

- ・地方自治法では、議会の解散の請求(第76条)、議員及び長の解職の請求(第80・81条)、地方自治特別法の制定に伴う住民投票(第261条)が定められているほか、市町村合併の特例等に関する法律において、合併協議会設置協議に伴う住民投票が定められています。これらについては、法律上の制度があるため、北広島市が独自に条例で定める市民投票制度から除外します。

(3) 第3号について

- ・市民投票は、全市域の市民を対象として実施されるものであることから、その影響が特定の市民及び地域に限られるような事項については、除外事項としています。その理由の一つとして、特定の市民又は特定地域の市民等、少数者の権利に関することなどについて市民投票を実施した場合、直接的な利害に関わらない多数の市民の意見が少数の意見を封じ込めるような不合理

を避けるためです。

(4) 第4号について

- ・ 市民投票は、主に政策決定に市民の意思を的確に反映させるために行われるものであり、市の組織や会計、職員の人事など、政策判断の要素を含まない内部事務処理事項は、市民投票の対象事項としてなじまないものとして除外事項としています。

(5) 第5号について

- ・ 市民投票に付することが適当でない事項であるか否かについては、第1号～第4号に掲げた項目以外に、次のようなことが考えられますが、この他に現時点では想定されない事由により除外することが適当とされることもありえることから、概括的な規定にしています。

※第1号～第4号以外に、市民投票を行うことが適当でないと考えられる事項

(1) 議論が十分に尽くされないおそれがあるもの(いわゆる人気投票に陥り政策をミスリードするおそれがあるもの。正確な民意の把握ができないもの。)

① 非常に高度な専門的、技術的な判断を要する事項

・事例1:標準税率がある市税のうち当該標準税率を超えない税率の引上げ

・事例2:法令の規定により政策等の実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

② 総合的、長期的な検討を要し、かつ、多様な可能性が存在し、単純に賛否を問うことが適当でない事項

③ 案が未成熟のものや解決策の選択肢が多数ある段階のもの

(2) 少数者の権利又は利益を侵害又は減少するおそれがあるもの

(3) 公序良俗に反するもの

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、18歳以上の引き続き3月以上本市に住所を有する者(その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 日本国籍を有する者

(2) 次のいずれかに該当する外国人

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者(アに掲げる者を除く。)であって日本において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されており、かつ、規則で定めるところにより第5条第1項の投票資格者名簿への登録の申請をしたもの

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

【解 説】

◆この条は、市民投票の投票資格者について定めたものです。

市民参加条例第11条第1項では、市民投票の請求ができる人について、「市内に住所を有する18歳以上の者」として定めています。その具体的な範囲について定めています。

- ・公職選挙法では、市長選挙や市議会議員選挙の選挙権については、引き続き3か月以上、その市町村に住所を有していること、という要件が設けられています。これは、「地縁的關係などからみて、少なくとも引き続き一定期間その地域に住んでいる者に、その地域の住民としての権利を与えることが、住民自治の趣旨にかなう」(選挙制度研究会編「実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法 第十三次改訂版」ぎょうせい)との理由によります。

市民投票についても、案件に関する情報を得て、市民として意思表示するという観点から、北広島市における生活に一定程度馴染み、状況を把握するために必要な期間として、選挙と同様、引き続き3か月以上市内に在住していることを要件として定めています。

(1) 第1号について

- ・日本国籍を有し、第1項の要件を満たす者は、投票権を有すると定めています。

(2) 第2号について

- ・投票資格者となる外国人の範囲を定めています。
- ・市民参加条例第2条第1項で規定する「市民」は、永住資格の有無に関係なく、すべての外国人市民が含まれますが、投票者資格となるためには、一定期間以上日本に在留し、日本での生活の基盤が確立されていることが必要と考えます。したがって、日本での在留期間が長期に渡らない者に対してまで、投票資格が付与される必要性は低いものと考えます。
- ・市民投票において対象とされる様々な事案について自らの意思を表明するには、日本の社会生活や文化、政治制度などの知識を身に付ける必要があると考えます。この場合、どの程度の期

間を必要とするのかが問題となりますが、少なくとも3年以上の期間は要するものと考えます。

もともと、永住者及び特別永住者については、日本国籍を有する者と同じように社会生活や文化、政治制度などの知識を身に付けていると考えられるので、日本での在留年数要件を規定する必要はないものと考え、日本国籍を有する者と同様に引き続き3か月以上市内に在住していることを要件としています。

- ・「投票資格者名簿への登録の申請をしたもの」の規定は、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者」、「定住者」の在留資格をもって在留する外国人が投票資格者名簿に登録されるためには、本人からの申請を必要とするとしています。これは、本市の住民票情報からでは、日本において住所を有していた期間が確認できないことから、個人情報をも本人から収集する必要があるためです。

アについて

- ・「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」の在留資格をもって在留する者を投票資格者としています。

イについて

- ・「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格をもって在留する者のうち、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者で、投票資格者名簿への登録の申請をしたものを、投票資格者の範囲に含めます。

ウについて

- ・「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者を投票資格者としています。特別永住者とは、第二次世界大戦前から日本に滞在する朝鮮半島や台湾の出身者で、いわゆるサンフランシスコ講和条約の発効により日本国籍を失った人たちやその子孫をいいます。

- ・なお、第2項において、成年被後見人の方は投票資格者としなかった規定を定めていましたが、平成25年5月27日に「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、平成25年7月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人の方が、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

このため、法改正の趣旨に鑑みて、市民投票においても成年被後見人の方を投票資格者とすることとし、平成25年9月6日の条例改正で第2項の規定を削除しました。

(市民投票の請求等)

- 第4条 投票資格者(次条第1項の投票資格者名簿に登録されている者に限る。第11条において同じ。)は、政策等の重要事項について、その総数の6分の1以上の署名をもって、その代表者から市長に対し、書面により市民投票の実施を請求することができる。
- 2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
 - 3 議会は、政策等の重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数により議決したときは、市長に対し、書面により市民投票の実施を請求することができる。
 - 4 市長は、政策等の重要事項について、自ら市民投票を実施することができる。
 - 5 市長は、第1項の規定による請求(以下「市民請求」という。)若しくは第3項の規定による請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により市民投票を実施することを決定したときは、直ちにその要旨を告示しなければならない。
 - 6 市長は、市民請求又は議会請求があった場合であって、当該請求に係る事項が政策等の重要事項であるときは、市民投票を実施しなければならない。
 - 7 第1項及び第3項の規定にかかわらず、市民投票の実施に係る請求の日から第12条に規定する告示の日までの間は、当該市民投票に付そうとされ、又は付されている事項と同一の事項について、市民投票の実施を請求することができない。

【解説】

◆この条は、市民投票実施の請求について定めています。

市民参加条例第11条で、市民、議会及び市長が市民投票を請求及び実施することができることと定めています。

◇第1項について

- ・市民投票実施の請求に係る署名要件を定めています。署名できる者は、投票資格者であることが必要となります。
- ・市民から請求を行うときの署名要件については、市民投票がとりわけ重要な市民参加の制度であり、その社会的影響の大きさから、より多くの市民の理解を得られるものであることや本市の投票資格者数、他の自治体の事例などを勘案し、請求に必要な署名数を投票資格者数の6分の1としています。

◇第2項について

- ・前項の署名に関する手続は、地方自治法の直接請求制度に準じることを定めています。

<参考>直接請求制度(地方自治法第5章)とは

地方公共団体の住民の代表者は、それぞれ一定の署名収集を経ることにより、長や選挙管理委員会などに対し、条例の制定・改廃・議会の議員や長の解職請求などについて、直接、請求する権利が認められています。

なお、署名手続に関しては、選挙管理委員会が内容審査をすることとされており、署名簿の縦覧や住民からの意義の申出の仕組みなども設けられています。

◇第3項について

・議会の請求要件については、地方自治法第112条(※1)の規定により、議案の提出に必要な議員の賛成者数は、議員定数の12分の1とされていることから、「議員の定数の12分の1以上の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数により議決したとき」は、市長に対して市民投票を請求できることとしています。

(※1)

■地方自治法(抜粋)

第百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

3 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

◇第4項について

・市長は自らの判断で市民投票を実施できることを定めています。

◇第5項について

・市民、議会からの請求又は自らが市民投票の実施を決定したときは、市長は直ちに要旨を告示することを定めています。

◇第6項について

・市長は、市民請求(第1項)又は議会請求(第3項)の規定による請求があったときは、その請求内容が第2条各号の規定に該当する場合を除いたものであり、かつ本条の請求要件が満たされていれば、市民投票を実施しなければならないことを定めています。

◇第7項について

・同一時期に同一事項についての市民投票実施の請求行為を制限しています。
・具体的な制限期間としては、北広島市市民投票条例施行規則(以下「規則」といいます。)第13条第1項で規定する市民投票請求代表証明書の交付申請から条例第12条で規定する市民投票結果の告示までの間となります。

※また、第14条(制限期間)で、市民投票が実施された同一の事項については2年を経過するまでの間は市民投票を実施することができないことも規定しています。

■北広島市市民投票条例施行規則(抜粋)

(代表者証明書の交付等)

第13条 条例第4条第1項の代表者(以下「請求代表者」という。)は、市民投票の実施の請求の要旨その他必要な事項を記載した市民投票請求書(別記第8号様式)を添え、市長に対し、市民投票請求代表者証明書交付申請書(別記第9号様式)により市民投票請求代表者証明書(別記第10号様式。以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2~5 略

(投票資格者名簿の作成等)

- 第5条 市長は、投票資格者を登録した投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を作成し、及び保管しなければならない。
- 2 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をしなければならない。
 - 3 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、規則で定める期間又は期日に、文書で市長に異議を申し出ることができる。
 - 4 市長は、前項の異議の申出を受けたときは、当該異議の申出を受けた日から3日以内に、当該異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。
 - 5 市長は、第3項の異議の申出を正当であると決定したときは、当該異議の申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を当該異議の申出人及び関係人に通知するとともに、これを告示しなければならない。
 - 6 市長は、第3項の異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を当該異議の申出人に通知しなければならない。

【解 説】

◆この条は、市民投票の投票資格者が第3条で規定するとおり、18歳以上で市内に住所を有するもの（外国人含む）であり、公職選挙法による選挙人名簿をそのまま投票資格者名簿とすることはできないことから、選挙における永久選挙人名簿の制度に準じた投票資格者名簿の作成について定めています。

この投票資格者名簿が、市民投票請求の要件である署名数の確認や市民投票を実施するときのデータとなります。

◇第1項について

- ・市長に、投票資格者名簿の作成と保管の義務付けを定めています。

◇第2項について

- ・ここに定める記載事項は、投票資格者本人であることを確認し得る最小限の情報です。
- ・日本国籍を有する者、第3条第2号ア及びウに該当する外国人については、住民基本台帳を利用して市長が職権で投票資格者名簿を作成します。
- ・第3条第2号イに該当する外国人については、投票資格者名簿への登録を本人の意思に基づく申請登録制としています。

◇第3項について

- ・投票資格者名簿に不服があるときは、規則で定める期間又は期日に異議の申出ができることを定めています。

また、投票資格者名簿は正確であることが求められることから、常時投票資格者が確認することができるよう、規則第12条でその抄本（名簿原本の必要箇所を複写して作成されたもの）を閲覧に供することも規定しています。

■北広島市市民投票条例施行規則（抜粋）

（異議の申出に係る期間又は期日）

第7条 条例第5条第3項に規定する規則で定める期間又は期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間又は期日とする。

- (1) 定時登録(本市において市民投票が行われる場合において、9月1日が当該市民投票の期日の告示の日から当該市民投票の期日の前々日までの間にあるとき(第3条第1項ただし書の規定により登録の日を当該市民投票の期日後に変更する場合を除く。))を除く。 当該定時登録が行われた日の翌日から5日間

(2) 定時登録(本市において市民投票が行われる場合において、9月1日が当該市民投票の期日の告示の日から当該市民投票の期日の前々日までの間にあるとき(第3条第1項ただし書の規定により登録の日を当該市民投票の期日後に変更する場合を除く。)及び投票時登録 当該定時登録又は当該投票時登録が行われた日の翌日

(閲覧等)

第12条 市長は、投票日(条例第8条第1項に規定する投票日をいう。以下この項及び第23条において同じ。)の告示の日から投票日の5日後に当たる日までの間を除き、投票資格者が投票資格者名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、当該投票資格者から投票資格者名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その確認に必要な限度において、投票資格者名簿の抄本を閲覧させなければならない。投票日の告示の日から投票日の5日後に当たる日までの間(第7条各号に定める期間又は期日に限る。)においても、投票資格者が投票資格者名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票資格者から当該申出があった場合には、その確認に必要な限度において、当該申出をした投票資格者に投票資格者名簿の抄本を閲覧させなければならない。

2～5 略

◇第4項について

- ・投票資格者からの異議の申出について3日以内に決定することを定めています。

◇第5項について

- ・異議の申出内容が正当であるときは、その内容に基づき名簿を修正し、その旨を異議申出人等に通知するとともに、告示することを定めています。

◇第6項について

- ・異議の申出内容が正当でないときは、その旨を異議申出人に通知することを定めています。

第6条 投票資格者名簿の登録及び投票

条例の内容

(投票資格者名簿の登録及び投票)

第6条 投票資格者名簿に登録されていない者は、市民投票の投票をすることができない。ただし、投票資格者名簿に登録されるべき旨の決定をした旨を記載した書面を所持し、市民投票の当日投票所に至る者があるときは、市長は、その者に投票させなければならない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、市民投票の投票をすることができない。

【解説】

◆この条は、公職選挙法に準じ、市民投票の投票をするためには、単に投票資格を有していることのみでは足りず、投票資格者名簿に登録されていることが必要であることを定めています。

◇第1項について

- ・投票資格者名簿に登録されていない者は、市民投票の投票はできません。ただし、前条第6項の異議の申出が正当であると決定された旨の書面により投票することができることを定めています。

◇第2項について

- ・投票資格者名簿への登録は、9月1日の定時登録のほか、市民投票の実施にあたっては、投票日を告示する前日に登録する投票時登録があります。その際の、年齢・居住要件については投

票期日現在で算定します。このことから、投票日までに転出した場合で投票資格者要件を満たさない場合市民投票の投票をすることができないことを定めています。

第7条 市民投票の形式

条例の内容

(市民投票の形式)

第7条 市民投票は、賛成又は反対を問う形式とする。

【解説】

◆この条は、投票の形式については、賛成又は反対を問うことを定めたものです。これは、市民投票の実施事項をできる限り単純化して提示することにより、市民の判断を明確に反映させるためです。

第8条 市民投票の期日

条例の内容

(市民投票の期日)

第8条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第4条第5項の規定による告示の日から起算して30日を経過した日から90日を超えない日までの期間内で、市長が定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により投票日を決定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、北海道の議会の議員若しくは知事の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他市長が特に認めるときは、当該投票日を変更することができる。
- 4 市長は、前項の規定により投票日を変更したときは、当該変更後の投票日を速やかに告示しなければならない。

【解説】

◆この条は、市民投票の投票日について定めたものです。

◇第1項について

- ・市民投票の実施が決定してから時間が経過しすぎると市民の関心が薄れてしまう可能性があります。一方、市民(投票資格者)が、十分な判断基準をもち、熟考のうえ投票するためには、事案について十分周知するための運動期間や、市民間での議論等をする期間として、ある程度の日数を必要とします。

また、投票所の開設準備、投票資格者名簿の作成、投・開票事務従事者の確保、市民投票の啓発、投票用紙等の印刷、開票機材等の準備には、最低30~40日間が必要であり、投票日を決定するには、選挙執行、市議会開催、市の行事等と関係機関の調整が必要となってきます。

したがって、投票日については、市民投票請求から30日(準備期間)を経過して最高90日を超えない範囲において投票日を定めることとしています。

◇第2項について

- ・市民投票日の告示については、政令指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙と同じように

7日前としています。

◇第3項について

- ・市民投票の投票日に国や地方の選挙が行われることとなったときは、市長は投票日を変更することができるかと定めています。これは、公職選挙法の規定により、選挙人以外は選挙の投票所へ入れないため、選挙と市民投票を同日に実施すると未成年者や外国人には別に投票所を設けなくてはなりません。また、戸別訪問は選挙では禁じられていますが、市民投票の投票運動では自由となっており、戸別訪問をした場合に、それが選挙運動のためのものなのか、市民投票の投票運動のためのものなのか、区別がつきにくく混乱等が考えられることや、選挙違反の取締りが困難になることなどの理由によります。

◇第4項について

- ・投票日を変更した場合は、速やかに告示することを定めています。

<参考>公職選挙法の選挙期日(投票日)についての規定は、

(1)衆議院・参議院、地方公共団体の議会議員、長の任期満了による選挙は、任期が終る日の前30日以内

(2)衆議院・参議院・地方公共団体の議会の解散による選挙は、解散日から40日以内

(3)市町村の設置(合併等)による議会議員、長の選挙等は、市町村の設置等の日から50日以内

第9条 情報の提供

条例の内容

(情報の提供)

第9条 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に関する必要な情報を本市の広報紙への掲載その他適当な方法により提供しなければならない。

【解説】

◆この条は、市長に、市民投票に関する情報提供の義務付けを定めたものです。

- ・市民(投票資格者)が自らの意思に基づいて投票を行うには、その事案について十分な情報を持つことが必要となります。市民は、投票運動など、様々な機会により投票に関する必要な情報を入手することになりますが、市長は、市の情報を管理する立場として、公平性、中立性に十分留意し、事業計画や予算関係資料など、対象事案に関する判断を行うための必要な情報に関して、市民に分かりやすい方法で、積極的に提供する必要があります。
- ・情報提供は、争点や論点を明らかにし、的確な判断を促すためには欠かせないものです。そのため広報紙への情報掲載のほか、公開討論会やシンポジウムのように、様々な立場の人が自由に意見を述べ、議論することができる場を設けることなどが必要です。

(投票運動)

第10条 市民投票に関する投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

【解説】

◆この条は、市民投票に関する投票運動について定めたものです。

- ・市民投票は公職選挙法の制限がないことから、基本的には投票運動は自由です。公職選挙法で禁止されている戸別訪問も市民同士が直接議論できる効果的な情報提供手段であることから、市民投票においては自由に行えます。

しかし、公正かつ活発な投票運動が行われるためには、買収、脅迫、大音量での連呼や街頭演説など、平穏な市民生活を損なうおそれの行為は行ってならないことは当然のことです。

- ・結果を尊重する諮問型の市民投票においては、罰則まで設けることは適当でないとの考えで、倫理規定にしています。ただし、脅迫などの悪質な行為については、刑法など、法令の規制や罰則が適用されることがあります。

(投票の成立要件等)

第11条 市民投票は、1の事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者の数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。ただし、当該市民投票の開票については、行うものとする。

2 市民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。

【解説】

◆この条は、市民投票の成立要件、投票結果判定基準を定めたものです。

◇第1項について

- ・市民投票の対象事項は、「政策等の重要事項」であること、また、投票結果について、議会と市長に尊重義務（第13条）を課していることなどから、少なくとも半数以上の市民が投票に参加することが必要と考え、投票の成立は、2分の1以上の投票総数が必要との基準を設けています。
- ・市民投票は、市民の意思を確認し、その結果を市政に反映させるための制度です。あまりに投票率が低いような場合、特定の団体等の考えのみに偏った投票結果が総意とみなされるおそれがありますが、市民あるいは投票した資格者への情報の開示も必要なことから、成立しない場合においても開票は行うものとしします。

◇第2項について

- ・市民投票の形式は二者択一で賛否を問う方法で行うことから、過半数をもって賛否の決定を行

うものとしてします。

第 12 条 投票結果の告示等

条例の内容

(投票結果の告示等)

第 12 条 市長は、市民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を、当該市民投票が市民請求によるものである場合にあっては第 4 条第 1 項の代表者、議会請求によるものである場合にあっては議会の議長に通知しなければならない。

【解 説】

◆この条は、投票結果の告示等の手続について定めたものです。

- ・市民投票の結果が確定したときは、直ちに告示することで広く市民に周知することとしています。

また、その結果について、市民投票を請求した代表者と、議会請求の場合は議会の議長に通知することとしています。

(※2) ■公職選挙法(抜粋)

(当選等の効力の発生)

第 102 条 当選人の当選の効力(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当選人の数の決定の効力を含む。)は、第 101 条第 2 項、第 101 条の 2 第 2 項、第 101 条の 2 の 2 第 2 項又は前条第 2 項の規定による告示があつた日から、生ずるものとする。

第 13 条 投票結果の尊重

条例の内容

(投票結果の尊重)

第 13 条 議会及び市長は、成立した市民投票の結果を尊重しなければならない。

【解 説】

◆この条は、成立した市民投票の結果の尊重について定めたものです。

- ・市民投票の結果の扱いについては、一般的に 2 通りの方法があるといわれています。投票結果がそのまま重要事項についての決定を意味するものを「拘束型投票」といい、これに対して投票結果が、議会や市長の意思決定に当たって「参考」または「尊重」されるにとどまるものが「諮問型投票」と呼ばれています。
- ・北広島市の場合は、その結果を尊重しなければならないとする後者の「諮問型」です。
- ・地方自治は、あくまで議会、市長による間接民主主義が原則ですが、市民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置付けられます。市民投票の結果によって議会や市長の選択や判断を拘束するものではなく、議会及び市長が結果を尊重すべきものとしています。

第 14 条 制限期間

条例の内容

(制限期間)

第 14 条 第 4 条第 6 項の規定にかかわらず、市民投票が実施された場合において、その結果が告示されてから 2 年を経過するまでの間は、当該市民投票の事項と同一の事項について市民投票を実施することができない。

【解 説】

- ◆この条は、市民投票が行われた事案についての再請求の制限期間について定めたものです。
- ・市民投票の結果は、単なる多数意見が形成されたものではなく、多くの市民の労力、時間、費用を費やした上での市民の総意として示されたものであることから、投票の結果には、一定の効力期間を定める必要があります。また、議会や市長が尊重義務を果たすためにも一定の検討期間が必要であることから、同旨の請求の再発議の禁止期間を 2 年と定めています。

第 15 条 投票及び開票

条例の内容

(投票及び開票)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）中普通地方公共団体の選挙の投票及び開票に関する規定（罰則を除く。）の例による。

【解 説】

- ◆この条は、市民投票の投票及び開票手続について定めたものです。
- ・市民投票の手続等は選挙とほぼ同様であり、具体的手続等は、公職選挙法の普通地方公共団体の選挙（選挙区域が市内）の規定に準じて行うのが効率的で円滑な方法と考えています。

第 16 条 委 任

条例の内容

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解 説】

- ◆この条は、詳細な手続、様式等は、別途規則で定めるというものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第1項第2号の規定による登録の申請の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成23年条例第16号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(北広島市市民投票条例の改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって、施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対するこの条例第1条の規定による改正後の北広島市市民投票条例(以下「新市民投票条例」という。)第3条第1項の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民基本台帳に登録されている期間に通算する。
- 3 施行日の前日において日本において外国人登録原票に登録されていた者であって、施行日から引き続き日本において住民基本台帳に登録されているものに対する新市民投票条例第3条第1項の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き日本において外国人登録原票に登録されていた期間を日本において住民基本台帳に登録されている期間に通算する。

附 則(平成25年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 基準日(投票資格者名簿(北広島市市民投票条例第5条第1項に規定する投票資格者名簿をいう。以下同じ。)に登録される資格(同条例第3条に規定する投票資格者の年齢を除く。)の決定の基準となる日をいう。以下同じ。)がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前である投票資格者名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第5条第3項から第6項までの規定は、基準日が施行日以後である投票資格者名簿の登録に関する異議の申出について適用し、基準日が施行日前である投票資格者名簿の登録に関する異議の申出については、なお従前の例による。

【解 説】

- ◆この附則は、先の条文で規定する内容に対し付随的な事項を定めたものです。

○北広島市市民投票条例施行規則

平成 21 年 2 月 26 日

規則第 5 号

改正 平成 23 年 7 月 29 日規則第 18 号

平成 24 年 6 月 28 日規則第 32 号

平成 25 年 3 月 28 日規則第 15 号

平成 25 年 9 月 6 日規則第 25 号

平成 29 年 9 月 8 日規則第 36 号

(趣旨)

第1条 この規則は、北広島市市民投票条例(平成21年北広島市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(投票資格者名簿の作成)

第2条 条例第5条第1項に規定する投票資格者名簿(別記第1号様式。以下「投票資格者名簿」という。)は、永久に据え置くものとし、かつ、各市民投票(条例第1条に規定する市民投票をいう。以下同じ。)を通じて1の名簿とする。この場合において、当該投票資格者名簿は、市民投票の投票区ごとに編製するものとする。

2 投票資格者名簿は、市長が別に定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)をもって作成することができる。

(登録)

第3条 市長は、毎年9月1日現在において、条例第3条に規定する投票資格者(以下「投票資格者」という。)を同日(同日が北広島市の休日を定める条例(平成3年広島町条例第1号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合(本市において市民投票が行われる場合において、9月1日が当該市民投票の期日の告示の日から当該市民投票の期日の前日までの間にあるときを除く。))には、9月1日又は同日の直後の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、市長は、天災その他特別の事情がある場合には、当該登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2 前項の規定による登録は、本市において市民投票が行われる場合において、9月1日が当該市民投票の期日の告示の日から当該市民投票の期日の前日までの間にあるとき(同項ただし書の規定により登録の日を当該市民投票の期日後に変更する場合を除く。))には、同項本文の規定にかかわらず、9月1日現在(本市の投票資格者名簿に登録される資格のうち投票資格者の年齢については、当該市民投票の期日現在)により、行わなければならない。

3 市長は、市民投票を行うときは、条例第8条第2項の規定による当該市民投票の期日の告示の日の前日(以下この条及び次条第2項において「投票時登録の基準日」という。)現在における投票資格者を当該投票時登録の基準日に投票資格者名簿に登録しなければならない。この場合において、投票資格者名簿に登録される資格のうち投票資格者の年齢については、当該市民投票の

期日現在における年齢を登録するものとする。

- 4 第1項の規定による登録は、投票時登録の基準日と9月1日とが同一の日となる場合には、行わない。

(登録日等の告示)

第4条 市長は、前条第1項の規定による投票資格者名簿の登録を行う日を、同項の規定により9月1日の直後の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

- 2 市長は、前条第3項の規定による投票資格者名簿の登録について、投票時登録の基準日を定めた場合には、直ちに当該投票時登録の基準日を告示しなければならない。

(市民投票の請求に必要な署名数の告示)

第5条 市長は、第3条第1項及び第3項の規定により投票資格者の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の6分の1の数を告示しなければならない。

(登録の申請等)

第6条 条例第3条第2号イに規定する登録の申請をしようとする者は、第3条第1項の規定による登録(以下「定時登録」という。)の場合にあつては当該登録の日の3日前までに、同条第3項の規定による登録(以下「投票時登録」という。)の場合にあつては当該登録の日の7日前までに投票資格者名簿登録申請書(別記第2号様式)に本人であることを確認できる書類及び日本において引き続き3年を超えて住民基本台帳に登録されていることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を提出した者(以下「申請者」という。)が条例第3条第2号イに規定する者に該当するときは、当該申請者を投票資格者名簿に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により投票資格者名簿に登録したときは市民投票資格者名簿登録通知書(別記第3号様式)により、条例第3条第2号イに規定する者に該当しない旨の決定をしたときは市民投票資格者非該当通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(異議の申出に係る期間又は期日)

第7条 条例第5条第3項に規定する規則で定める期間又は期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間又は期日とする。

- (1) 定時登録(本市において市民投票が行われる場合において、9月1日が当該市民投票の期日の告示の日から当該市民投票の期日の前々日までの間にあるとき(第3条第1項ただし書の規定により登録の日を当該市民投票の期日後に変更する場合を除く。))を除く。) 当該定時登録が行われた日の翌日から5日間
- (2) 定時登録(本市において市民投票が行われる場合において、9月1日が当該市民投票の期日の告示の日から当該市民投票の期日の前々日までの間にあるとき(第3条第1項ただし書の規定により登録の日を当該市民投票の期日後に変更する場合を除く。))に限る。)及び投票時登録 当該定時登録又は当該投票時登録が行われた日の翌日

(補正登録)

第8条 市長は、条例第5条第1項の規定により投票資格者名簿の作成をした日後、当該作成の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(表示及び訂正等)

第9条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容(第2条第2項の規定により磁気ディスクをもって作成する投票資格者名簿にあつては、記録内容)に変更があつたこと若しくは誤りがあることを知ったとき、又は第11条の規定による登録変更の届出を受けたときは、その記載(同項の規定により磁気ディスクをもって作成する投票資格者名簿にあつては、記録)の修正をしなければならない。

(登録の抹消)

第10条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、これらの者を投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第5号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したことを知ったとき。
- (2) 日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (3) 条例第3条第2号に規定する者でなくなったことを知ったとき。
- (4) 本市の区域内に住所を有しなくなったことを知ったとき。
- (5) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。
- (6) 次条の規定による登録抹消の届出を受理したとき。

(登録変更又は登録抹消の届出)

第11条 第6条第2項の規定により投票資格者名簿に登録された者は、当該登録された事項を変更しようとするときは投票資格者名簿登録変更届出書(別記第5号様式)により、当該登録の抹消を希望するときは投票資格者名簿登録抹消届出書(別記第6号様式)により市長に届け出なければならない。

(閲覧等)

第12条 市長は、投票日(条例第8条第1項に規定する投票日をいう。以下この項及び第23条において同じ。)の告示の日から投票日の5日後に当たる日までの間を除き、投票資格者が投票資格者名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、当該投票資格者から投票資格者名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その確認に必要な限度において、投票資格者名簿の抄本を閲覧させなければならない。投票日の告示の日から投票日の5日後に当たる日までの間(第7条各号に定める期間又は期日に限る。)においても、投票資格者が投票資格者名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票資格者から当該申出があつた場合には、その確認に必要な限度において、当該申出をした投票資格者に投票資格者名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 2 前項の申出は、投票資格者名簿閲覧申出書(別記第7号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、投票資格者名簿の抄本の閲覧により知り得た事項(以下「閲覧事項」という。)を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。
- 4 投票資格者は、投票資格者名簿に誤りがあると認めるときは、市長に投票資格者名簿の修正に関し調査の請求をすることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、投票資格者名簿の閲覧等については、市長が別に定める。

(代表者証明書の交付等)

第13条 条例第4条第1項の代表者(以下「請求代表者」という。)は、市民投票の実施の請求の要旨その他必要な事項を記載した市民投票請求書(別記第8号様式)を添え、市長に対し、市民投票請求代表者証明書交付申請書(別記第9号様式)により市民投票請求代表者証明書(別記第10号様式。以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があった場合において、市長は、市民投票請求書に記載された市民投票を実施しようとする事項が政策等の重要事項又は条例第7条の形式に該当しないと認めるときその他適法な方式を欠いていると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。
- 3 前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、請求代表者がその定められた期間内に補正をしないときは、市長は、第1項の規定による申請を却下しなければならない。
- 4 第1項の規定による申請があった場合において、請求代表者が投票資格者名簿に登録されている者であることを市長が確認したときは、速やかに当該請求代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付する際に、その交付の日の直近において作成された投票資格者名簿に登録されている者の総数の6分の1の数(以下「必要署名数」という。)を代表者証明書に付記し、かつ、その数を告示しなければならない。

(署名収集の方法等)

第14条 請求代表者は、市民投票請求署名簿(別記第11号様式。以下「署名簿」という。)に市民投票請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、前条第5項の投票資格者名簿に登録されている者に対し、署名(視覚障がい者が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)及び押印を求めなければならない。この場合において、署名及び押印に併せ、署名年月日、住所及び生年月日の記載を求めなければならない。

- 2 請求代表者は、前項の規定による署名及び押印を求めることを前条第5項の投票資格者名簿に登録されている者に委任することができる。この場合においては、委任を受けた者は、市民投票請求書又はその写し並びに代表者証明書又はその写し並びに署名及び押印を求めるための請求代表者の市民投票請求署名収集委任状(別記第12号様式)を付した署名簿を用いなければならない。

- 3 前2項の署名及び押印は、前条第4項の規定による告示があった日から1月以内でなければこれを求めることができない。ただし、条例第4条第2項の規定によりその例によるものとされた地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項の規定により署名を求めることができないこととなった場合においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなった期間を除き、前条第4項の規定による告示があった日から31日以内とする。

(署名簿の提出)

- 第15条 署名簿に署名及び押印をした者の数が必要署名数以上の数となったときは、請求代表者は、前条第3項の規定による期間満了の日の翌日から5日以内に、署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による提出が同項に規定する期間を経過してなされたものであるときは、これを却下しなければならない。
 - 3 署名簿に署名及び押印をした者は、請求代表者が第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び押印を取り消すことができる。

(署名簿の審査)

- 第16条 市長は、署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において、同一人に係る2以上の有効署名及び押印があるときは、その1を有効と決定しなければならない。
- 2 市長は、署名審査録を作成し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載しなければならない。
 - 3 市長は、条例第4条第2項の規定によりその例によるものとされた地方自治法第74条の2第5項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。
 - 4 市長は、条例第4条第2項の規定によりその例によるものとされた地方自治法第74条の2第6項の規定により署名簿を請求代表者に返付するときは、当該署名簿の末尾に、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名並びに無効署名の総数を記載しなければならない。

(署名簿証明書の交付)

- 第17条 市長は、条例第4条第2項の規定によりその例によるものとされた地方自治法第74条の2第6項の規定により異議の申出がないとき、又はすべての異議について決定をしたときは、必要署名数以上の有効署名があることを証明する市民投票請求署名簿証明書(別記第14号様式)を請求代表者に交付しなければならない。

(市民請求の添付書類)

- 第18条 条例第4条第1項の規定による請求は、返付を受けた署名簿の署名の効力の決定に関し請求代表者において不服がないときは、その返付を受けた日から5日以内に、市民投票請求書に市民投票請求署名簿証明書及び署名簿を添えてこれをしなければならない。

(投票の方法)

第19条 市民投票は、条例第7条の規定に基づき、市民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)が、自ら、投票所において、市民投票を実施した事項に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは投票用紙の反対の記載欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第46条の2第2項の規定により読み替えて適用する同法第48条の規定の例により代理投票をすることができる。

(点字投票)

第20条 前条第1項の規定にかかわらず、投票人は、点字による投票をしようとする場合においては、自ら、投票所において、市民投票を実施した事項に賛成するときは投票用紙に賛成と、反対するときは投票用紙に反対と点字により記載して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。

(期日前投票等)

第21条 投票人は、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第22条 第19条に規定する投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号を自ら記載しないもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか確認し難いもの
- (6) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれにも記載しないもの

2 第20条に規定する点字による投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対を自ら記載しないもの
- (4) 賛成及び反対のいずれも記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの
- (6) 賛成又は反対のいずれも記載しないもの

(開票立会人)

第23条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2 開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは市長において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき、又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻に

なっても3人に達しないとき、若しくはその後3人に達しなくなったときは開票管理者において、投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

(市民投票に関する請求等の時間)

第24条 条例又はこの規則の規定により市長に対してする請求、申出その他の行為は、午前8時45分から午後5時15分までの間にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、休日以外の日において、午前8時45分から午後5時15分までの間にしなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定による登録の申請
- (2) 第11条の規定による登録の変更又は抹消の届出
- (3) 第12条第1項の規定による投票資格者名簿の抄本の閲覧の申出
- (4) 第12条第4項の規定による投票資格者名簿の修正に関する調査の請求
- (5) 第13条第1項の規定による代表者証明書の交付の申請

(市民投票に関する請求等の期限)

第25条 条例又はこの規則の規定により市長に対してする請求、申出その他の行為(前条第2項各号に掲げる行為を除く。)の期限については、北広島市の休日を定める条例第2条の規定は、適用しない。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度における投票資格者名簿の登録については、第3条の規定に基づくもののほか、平成21年6月1日現在において、投票資格者を、同月2日までに投票資格者名簿に登録するものとする。ただし、天災その他特別の事情がある場合は当該登録の日を変更することができる。

3 前項の規定に基づく登録により作成した投票資格者名簿については、定時登録により作成した投票資格者名簿とみなして、この規則の規定(第3条及び第4条第1項を除く。)を適用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第2項ただし書」と、第5条中「第3条第1項及び第2項」とあるのは「附則第2項」と、第7条第1項中「9月」とあるのは「6月」と、「第3条第1項」とあるのは「附則第2項」とする。

(準備行為)

4 条例附則第2項の規定により条例の施行前において行われる登録の申請の手続については、この規則に規定する手続の例による。

附 則(平成23年規則第18号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第32号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の北広島市市民投票条例施行規則(以下「新規則」という。)第3条第1項の投票資格者であって投票資格者名簿に登録されていない成年被後見人については、同項の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に当該成年被後見人を投票資格者名簿に登録するものとする。
- 3 前項の規定により投票資格者の登録を行ったときは、新規則第5条の規定にかかわらず、施行日に当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の6分の1の数を告示するものとする。
- 4 附則第2項の規定により投票資格者の登録を行った場合における北広島市市民投票条例(平成21年北広島市条例第2号)第5条第3項に規定する規則で定める期間は、新規則第7条第1項の規定にかかわらず、平成25年9月9日から同月13日までの間とする。
- 5 附則第2項の規定により投票資格者の登録を行った場合における新規則第7条第2項の規定による縦覧の場所の告示は、同項の規定にかかわらず、施行日に行うものとする。
- 6 第2条の規定による改正前の北広島市市民投票条例施行規則第9条第1項に規定する投票資格者名簿に登録されている者が投票権を有しなくなった旨の表示は、施行日に削除するものとする。

附 則(平成29年規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条から第6条までの規定は、基準日(投票資格者名簿(北広島市市民投票条例施行規則第2条第1項に規定する投票資格者名簿をいう。以下同じ。)に登録される資格(同規則第3条第1項に規定する投票資格者の年齢を除く。)の決定の基準となる日をいう。以下同じ。)がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後である投票資格者名簿の登録について適用し、基準日が施行日前である投票資格者名簿の登録については、なお従前の例による。
- 3 基準日が施行日前である投票資格者名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第7条の規定は、基準日が施行日以後である投票資格者名簿の登録に関する異議の申出について適用し、基準日が施行日前である投票資格者名簿の登録に関する異議の申出については、なお従前の例による。

- 5 改正後の第12条第1項後段の規定は、基準日が施行日以後である投票資格者名簿の登録に係る改正後の第7条各号に定める期間又は期日に行われる投票資格者名簿の抄本の閲覧の申出について適用し、基準日が施行日前である投票資格者名簿の登録に係る縦覧期間に行われる投票資格者名簿の抄本の閲覧の申出については、なお従前の例による。

投票資格者名簿登録申請書

私は、北広島市市民投票条例に基づく市民投票における投票資格を得るため、投票資格者名簿に登録するよう次のとおり申請します。

記入欄	フリガナ 氏名			
	住所	北広島市		
	性別	男・女	生年月日	年 月 日

(記入の際の注意点)

記入欄には、住民票の記載事項に基づきご記入ください。

年 月 日

北広島市長 様

(署名)

(電話番号)

投票資格者名簿登録通知書

年 月 日

様

北広島市長

印

次のとおり、北広島市市民投票条例に基づく投票資格者名簿に登録したので、通知します。

フリガナ 氏 名			
住 所	北広島市		
性 別	男・女	生年月日	年 月 日

投票資格者非該当通知書

年 月 日

様

北広島市長

印

年 月 日付けで申請のあった投票資格者名簿への登録について審査した結果、北広島市市民投票条例第 3 条第 2 号イに定める者に該当しないので、通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、北広島市長に対して異議を申し出ることができます。

投票資格者名簿登録変更届出書

私は、北広島市市民投票条例に基づく投票資格者名簿に登録されている事項を変更したいので、次のとおり届け出ます。

変更事項	フリガナ 氏 名	変更前	
		変更後	
	住 所	変更前	
		変更後	
	生年月日	変更前	
		変更後	
	その他	変更前	
		変更後	

年 月 日

北広島市長 様

(現住所)

(署名)

投票資格者名簿登録抹消届出書

私は、北広島市市民投票条例に基づく投票資格者名簿からの登録の抹消を希望しますので、次のとおり届け出ます。

フリガナ 氏 名			
住 所			
性 別	男・女	生年月日	年 月 日

(記入の際の注意点)

氏名欄は、投票資格者名簿への登録申請時に記載された氏名(変更の届出をした場合にあっては、変更後の氏名)をご記入ください。

年 月 日

北広島市長 様

(署名)

(電話番号)

投票資格者名簿閲覧申出書(登録の確認)

北広島市市民投票条例に基づく投票資格者名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、投票資格者名簿を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

閲覧 対象 者	フリガナ 氏名			
	住所	北広島市		
	性別	男・女	生年月日	年 月 日

年 月 日

北広島市長 様

申出者 (署名)
(電話番号)

市民投票請求書

私は、次のとおり北広島市市民投票条例第 4 条第 1 項及び北広島市市民投票条例施行規則第 13 条第 1 項の規定により、市民投票の実施を請求します。

請求事項	の賛否を問う市民投票
請求の要旨 (千字以内)	

年 月 日

北広島市長 様

市民投票請求代表者

(住所)

(署名)

(生年月日)

(性別)

(電話番号)

別記第9号様式(第13条関係)

市民投票請求代表者証明書交付申請書

私は、北広島市市民投票条例施行規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり市民投票請求書を添え、市民投票請求代表者証明書の交付を申請します。

年 月 日

北広島市長 様

(住所)
(署名)
(生年月日)
(性別)
(電話番号)

市民投票請求代表者証明書

住所
氏名
生年月日
性別
請求事項

上記の者は、市民投票請求代表者であることを証明する。

なお、 年 月 日現在の北広島市市民投票条例第 4 条第 1 項に該当する投票資格者の
総数の 6 分の 1 の数は、 であるので申し添えます。

年 月 日

北広島市長

印

別記第 11 号様式(第 14 条関係)

請求事項	
請求代表者	
署名収集受任者	

市民投票請求署名簿

有効 無効 の決 定	番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	代筆をした場合、代筆者の住所、生 年月日、氏名、印			備考
						代筆者の 住所	代筆者の 生年月日	代筆者の 氏名	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	
					印			印	

注) 有効無効の決定欄は、記載しないでください。

市民投票請求署名収集委任状

受任者
住所
氏名
生年月日
性別
請求事項

上記の者に対し、市民投票請求署名簿に市民投票の請求のための署名及び押印を求めることを委任する。

年 月 日

市民投票請求代表者

住所

氏名

生年月日

性別

印

別記第 13 号様式(第 14 条関係)

削除

市民投票請求署名簿証明書

年 月 日

市民投票請求代表者

様

北広島市長

印

年 月 日付けで提出のあった についての賛成又は反対を問う市民投票に係る市民投票請求署名簿には、年 月 日付けで告示された市民投票の投票資格者名簿に登録されている者の総数の 6 分の 1 以上の数の有効署名があることを証明します。

北広島市役所企画財政部企画課
〒061-1192 北広島市中央 4 丁目 2-1
TEL:011-372-3311(内線 3602) FAX:011-372-3850
Email:kikaku@city.kitahiroshima.lg.jp
URL:www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/